

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2023年3月16日

【発行者の名称】

株式会社LUMBER ONE
(LUMBER ONE INC.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 矢澤 俊一

【本店の所在の場所】

東京都立川市錦町六丁目11番25号

【電話番号】

042-524-0003 (代表)

【事務連絡者氏名】

経理部長 松澤 孝一

【担当J-Adviserの名称】

宝印刷株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 堆 誠一郎

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社LUMBER ONE

<https://lumberoneinc.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第20期 第2四半期 連結累計期間	第21期 第2四半期 連結累計期間	第20期
会計期間		自 2021年8月1日 至 2022年1月31日	自 2022年8月1日 至 2023年1月31日	自 2021年8月1日 至 2022年7月31日
売上高	(千円)	6,568,017	6,568,035	12,217,928
経常利益	(千円)	415,370	372,656	470,612
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(千円)	271,151	248,156	328,706
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	276,666	258,618	337,966
純資産額	(千円)	3,534,017	3,787,869	3,595,251
総資産額	(千円)	19,028,426	20,715,800	20,859,602
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	135.58	124.08	164.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	—	119.75	—
自己資本比率	(%)	18.6	18.3	17.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△299,319	△638,239	△1,355,378
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△984,830	△82,448	△1,135,387
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,125,247	28,599	2,554,225
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	2,511,328	2,041,602	2,733,691

回次		第20期 第2四半期 連結会計期間	第21期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2021年11月1日 至 2022年1月31日	自 2022年11月1日 至 2023年1月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	60.25	20.54

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、発行者の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第20期第2四半期連結累計期間及び第20期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 当社は2022年10月4日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、第21期第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、新規上場日から第21期第2四半期連結会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結累計期間において、主要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
MY BRAND HOME事業	89 (7)
ベルベデーレ事業	17 (—)
プロパティマネジメント事業	8 (1)
全社(共通)	22 (2)
合計	136 (10)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

(2) 発行者の状況

2023年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
22 (2)	45.0	6.46	6,309

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、当社グループの管理業務を行っているため、全社(共通)に区分しております。そのためセグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策等を継続しながら、経済・社会活動の制限緩和により正常化が進む一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化とエネルギー危機、インフレ率の上昇、さらには、中国におけるゼロコロナ政策からの急激な転換によるサプライチェーンの混乱など先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの属する住宅業界におきましては、低金利環境や「こどもみらい住宅支援事業」等の政府による住宅取得支援制度は続いておりましたが、これまでの住宅需要拡大に対する反動が出始めております。国土交通省の建築着工統計調査報告によりますと、2023年1月の新設住宅戸数における「持家」は16,627戸と前年同月比8.3%減、14ヶ月連続の減少となりました。木材価格につきましては、高値圏ながらも落ち着きを取り戻しております。日本銀行調査統計局による2023年1月の国内企業物価指数の「木材・木製品」は、2020年の平均値を100.0とした場合の指数で155.2と中長期では大幅な値上がりではあるものの、前月比は△3.1、前年同月比では△8.2となりました。

このような状況の中、当社グループにおきましては、2023年7月期を最終年度とする中期経営計画「Challenge & Action 2023」に基づき、組織再編による収益構造と既存業務の効率化・最適化に努めており、住宅の完成イメージを仮想現実(VR)空間で確認できるサービスや、設計で利用する3次元CADとVRソフトを連動させる仕組みの構築、さらに、Web集客に注力してオンライン商談を活用する等の各施策により、個人顧客向け注文住宅の受注拡大に努めてまいりました。しかしながら、木材価格の高止まりや半導体不足による住宅設備機器の値上がりなど厳しい環境にありますことから、原価上昇分の価格転嫁に加えて、工期短縮による業務効率化をはかるなど、採算改善に注力いたしました。

これらの施策により、MY BRAND HOME事業におきましては、原価上昇分の価格転嫁により収益は改善いたしました。しかしながら、ベルベデーレ事業では、分譲住宅における建築コストと土地の仕入コストの価格転嫁が十分ではなかったこともあり減益となりました。プロパティマネジメント事業におきましては、前連結会計年度に保有目的の変更により一部の賃貸物件を棚卸資産に振替えたことから、当該振替物件に係る賃料収入等がベルベデーレ事業に計上されております。この影響によりプロパティマネジメント事業では減収となっておりますが、連結業績への影響はありません。

これらの結果、当社グループの当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高6,568,035千円(前年同期比0.0%増)、営業利益477,259千円(同4.9%減)、経常利益372,656千円(同10.3%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は248,156千円(同8.5%減)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(MY BRAND HOME事業)

MY BRAND HOME事業では、原材料価格の安定化と価格転嫁が利益率向上に寄与し、また、販管費も抑制するなど利益改善に努めてまいりました。

これらの結果、MY BRAND HOME事業の外部顧客への売上高は3,030,509千円(前年同期比1.6%減)、セグメント利益は14,060千円(前年同期はセグメント損失73,607千円)と減収ながらも黒字転換いたしました。

(ベルベデーレ事業)

ベルベデーレ事業では、モダンデザインの分譲住宅の人気は高く、好立地物件が多いこともあり販売は好調ですが、土地の仕入価格と建築コストの上昇分の価格転嫁が十分にできなかったこともあり、前年同期に多くみられた好採算物件は減少いたしました。

これらの結果、ベルベデーレ事業の外部顧客への売上高は3,053,261千円(前年同期比3.6%増)、セグメント利益は165,141千円(同41.1%減)の増収減益となりました。

(プロパティマネジメント事業)

プロパティマネジメント事業では、保有する収益ビル等において比較的高い入居率を維持することができておりますが、前連結会計年度に5棟の収益物件を棚卸資産に振替えたため、当該収益物件に係る賃料収入等がベルベデーレ事業に計上されております。

これらの結果、プロパティマネジメント事業の外部顧客への売上高は484,264千円(前年同期比10.7%減)、セグメント利益は245,222千円(同21.7%減)の減収減益となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結累計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
MY BRAND HOME事業	3,207,988	105.7

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
 2. 金額は、製造原価によっております。
 3. 「ベルベデーレ事業」、「プロパティマネジメント事業」につきましては、「生産」を定義することが困難であるため記載を省略しております。

(2) 受注状況

当第2四半期連結累計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
MY BRAND HOME事業	2,404,250	85.9	4,428,359	89.9

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
 2. 「ベルベデーレ事業」、「プロパティマネジメント事業」につきましては、受注活動を行っていないため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第2四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
MY BRAND HOME事業	3,030,509	98.4
ベルベデーレ事業	3,053,261	103.6
プロパティマネジメント事業	484,264	89.3
合計	6,568,035	100.0

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
 2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当第2四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約の解除について>

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 - 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 - 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

- 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態なくなるための経営計画の前提となった重要な事項が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 - 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 - 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) - 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 - 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 - 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))につい

ての書面による報告を受けた日)

- c 当社が、a 及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社

が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合
このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この四半期連結財務諸表の作成にあたって、四半期連結貸借対照表上の資産、負債の計上額及び四半期連結損益計算書上の収益、費用の計上に影響を与える会計上の見積りを行う必要があります。当該見積りは、その時点の状況として適切であると考えられる過去の実績等、様々な仮定に基づいて行っております。しかしながら、事業環境等に变化がある場合には、当該見積りと将来の実績が異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ132,475千円減少し、10,982,398千円となりました。これは主に現金及び預金が721,588千円、受取手形・完成工事未収入金等が64,576千円、販売用不動産が998,061千円、その他が154,084千円減少した一方で、契約資産が147,402千円、未成工事支出金が81,783千円、仕掛販売用不動産が1,577,045千円増加したこと等によるものであります。

有形固定資産は、前連結会計年度末に比べ60,181千円減少し、9,273,672千円となりました。これは主に建物及び構築物が54,222千円、建設仮勘定が4,272千円減少したこと等によるものであります。

無形固定資産は、前連結会計年度末に比べ3,302千円減少し、12,592千円となりました。これは主に減価償却によるものであります。

投資その他の資産は、前連結会計年度末に比べ52,157千円増加し、447,136千円となりました。これは主に繰延税金資産が36,273千円減少した一方で、その他が88,081千円増加したこと等によるものであります。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ143,801千円減少し、20,715,800千円となりました。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ246,940千円増加し、8,771,850千円となりました。これは主に短期借入金と1年内返済予定の長期借入金の合計が685,274千円、賞与引当金が2,251千円、完成工事補償引当金が6,555千円、未払法人税等が33,848千円増加した一方で、支払手形・工事未払金等が345,440千円、1年内償還予定の社債が30,000千円、その他が104,830千円減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ583,360千円減少し、8,156,081千円となりました。これは主に社債が50,000千円、長期借入金が510,284千円、その他が18,394千円減少したこと等によるものであります。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ336,419千円減少し、16,927,931千円となりました。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ192,618千円増加し、3,787,869千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益を248,156千円計上した他、配当金66,000千円を支払ったこと等によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ692,088千円減少し、2,041,602千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは638,239千円の支出となりました。(前年同期は299,319千円の支出)これは主に税金等調整前四半期純利益を372,656千円、減価償却費を77,579千円計上した一方で、棚卸資産の増加額660,566千円、仕入債務の減少額345,440千円、利息の支払額96,802千円、法人税等の支払額42,901千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは82,448千円の支出となりました。(前年同期は984,830千円の支出)これは主に定期預金の純増減額29,500千円による増加があった一方で、有形固定資産の取得による支出12,675千円、その他投資による支出97,852千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは28,599千円の収入となりました。(前年同期は1,125,247千円の収入)これは主に短期借入金の純増減額463,669千円による資金増加及び長期借入れによる収入822,500千円があった一方で、長期借入金の返済による支出1,111,179千円、社債の償還による支出80,000千円のほか、配当金の支払額66,000千円等によるものであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除去等の計画】

当第2四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年1月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年3月16日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権113,800株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第2回新株予約権 (2018年7月27日取締役会決議)

	当第2四半期会計期間末現在 (2023年1月31日)	公表日の前月末現在 (2023年2月28日)
新株予約権の数(個)	25,500 (注) 1	25,500 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(個)	25,500 (注) 1	25,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	599 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年7月28日 至 2028年7月27日 (注) 3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 599 資本組入額 300	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に上記(注)1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、599円とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とします。
4. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければなりません。ただし、取締役会が正当な理由があるものと認めた場合は、この限りではないものとします。
②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていることとします。ただし、取締役会が認めた場合には、この限りではないものとします。
③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。ただし、取締役会が認めた場合には、この限りではないものとします。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

第3回有償新株予約権（2019年4月22日取締役会決議）

	当第2四半期会計期間末現在 (2023年1月31日)	公表日の前月末現在 (2023年2月28日)
新株予約権の数(個)	64,000 (注) 2	64,000 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(個)	64,000 (注) 2	64,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	531 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年4月26日 至 2029年4月25日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 531 資本組入額 266	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき11円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記（注）1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、531円とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

4. 権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とします。

5. ①新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。)
- ②新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければなりません。ただし、取締役会が正当な理由があるものと認めた場合は、この限りではないものとします。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。ただし、取締役会が認めた場合には、この限りではないものとします。
6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

第4回新株予約権（2019年4月22日取締役会決議）

	当第2四半期会計期間末現在 (2023年1月31日)	公表日の前月末現在 (2023年2月28日)
新株予約権の数(個)	24,300 (注) 1	24,300 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(個)	24,300 (注) 1	24,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	531 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年4月23日 至 2029年4月22日 (注) 3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 531 資本組入額 266	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記（注）1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、531円とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とします。

4. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければなりません。ただし、取締役会が正当な理由があるものと認めた場合は、この限りではないものとします。
- ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていることとします。ただし、取締役会が認めた場合には、この限りではないものとします。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとします。ただし、取締役会が認めた場合には、この限りではないものとします。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年11月1日～ 2023年1月31日	—	2,000,000	—	10,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2023年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
y's investment合同会社	東京都国立市中1-16-17	1,000,000	50.00
矢澤 俊一	東京都国立市	999,900	50.00
JKホールディングス株式会社	東京都江東区新木場1-7-22	100	0.00
計	—	2,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 —	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	20,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第6 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。

(2) 当社の第2四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2022年11月1日から2023年1月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2022年8月1日から2023年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,631,891	2,910,302
受取手形・完成工事未収入金等	411,083	346,506
契約資産	887,309	1,034,712
未成工事支出金	199,575	281,359
販売用不動産	2,989,181	1,991,120
仕掛販売用不動産	2,775,499	4,352,545
材料貯蔵品	2,122	1,920
その他	221,118	67,034
貸倒引当金	△2,908	△3,103
流動資産合計	11,114,874	10,982,398
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,409,479	2,355,257
土地	6,904,946	6,904,946
建設仮勘定	8,947	4,675
その他（純額）	10,479	8,793
有形固定資産合計	9,333,854	9,273,672
無形固定資産		
その他	15,895	12,592
無形固定資産合計	15,895	12,592
投資その他の資産		
繰延税金資産	114,027	77,754
その他	283,798	371,879
貸倒引当金	△2,846	△2,496
投資その他の資産合計	394,979	447,136
固定資産合計	9,744,728	9,733,402
資産合計	20,859,602	20,715,800

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年1月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	※3 1,231,229	885,789
短期借入金	※2 4,612,231	※2 5,075,900
1年内償還予定の社債	140,000	110,000
1年内返済予定の長期借入金	1,966,650	2,188,255
未払法人税等	57,956	91,804
賞与引当金	7,435	9,687
工事損失引当金	892	174
完成工事補償引当金	32,941	39,496
その他	475,573	370,742
流動負債合計	8,524,909	8,771,850
固定負債		
社債	265,000	215,000
長期借入金	8,132,811	7,622,527
長期預り敷金保証金	291,805	287,118
資産除去債務	25,571	25,576
その他	24,253	5,858
固定負債合計	8,739,441	8,156,081
負債合計	17,264,351	16,927,931
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	3,596,411	3,778,568
株主資本合計	3,606,411	3,788,568
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	△11,864	△1,403
その他の包括利益累計額合計	△11,864	△1,403
新株予約権	704	704
純資産合計	3,595,251	3,787,869
負債純資産合計	20,859,602	20,715,800

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年8月1日 至 2022年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)
売上高	6,568,017	6,568,035
売上原価	5,343,525	5,299,661
売上総利益	1,224,491	1,268,374
販売費及び一般管理費	※ 722,715	※ 791,115
営業利益	501,775	477,259
営業外収益		
受取利息及び配当金	86	58
その他	9,613	5,803
営業外収益合計	9,700	5,862
営業外費用		
支払利息	81,945	98,176
その他	14,160	12,288
営業外費用合計	96,105	110,465
経常利益	415,370	372,656
税金等調整前四半期純利益	415,370	372,656
法人税、住民税及び事業税	134,321	93,758
法人税等調整額	9,897	30,741
法人税等合計	144,218	124,499
四半期純利益	271,151	248,156
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	271,151	248,156

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年8月1日 至 2022年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)
四半期純利益	271,151	248,156
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	5,515	10,461
その他の包括利益合計	5,515	10,461
四半期包括利益	276,666	258,618
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	276,666	258,618
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年8月1日 至 2022年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	415,370	372,656
減価償却費	82,207	77,579
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,956	△155
賞与引当金の増減額 (△は減少)	818	2,251
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	6,313	△717
完成工事補償引当金の増減額 (△は減少)	3,031	6,555
受取利息及び受取配当金	△86	△58
支払利息	81,945	98,176
売上債権の増減額 (△は増加)	△427,744	△82,825
棚卸資産の増減額 (△は増加)	103,334	△660,566
仕入債務の増減額 (△は減少)	△143,567	△345,440
その他	△213,813	33,950
小計	△89,233	△498,594
利息及び配当金の受取額	86	58
利息の支払額	△83,537	△96,802
法人税等の支払額	△126,634	△42,901
営業活動によるキャッシュ・フロー	△299,319	△638,239
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	121,500	29,500
有形固定資産の取得による支出	△1,067,416	△12,675
無形固定資産の取得による支出	△1,100	△1,420
その他	△37,814	△97,852
投資活動によるキャッシュ・フロー	△984,830	△82,448
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	32,490	463,669
長期借入れによる収入	2,315,840	822,500
長期借入金の返済による支出	△1,019,691	△1,111,179
社債の償還による支出	△125,000	△80,000
配当金の支払額	△78,000	△66,000
その他	△390	△390
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,125,247	28,599
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△158,901	△692,088
現金及び現金同等物の期首残高	2,670,230	2,733,691
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,511,328	※ 2,041,602

【注記事項】

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の会計上の見積りに与える影響)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りにおいて、前連結会計年度の発行者情報の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症拡大の会計上の見積りに与える影響)に記載いたしました仮定に重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

当社グループの個人顧客のつなぎ融資に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2022年7月31日)		当第2四半期連結会計期間 (2023年1月31日)
個人顧客(1名)	10,460千円	個人顧客(一名)	一千円
計	10,460千円	計	一千円

※2 連結子会社(株)YAZAWA LUMBER)において、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三菱UFJ銀行と当座貸越契約及び株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする、シンジケート方式によるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。当座貸越契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年7月31日)		当第2四半期連結会計期間 (2023年1月31日)
当座貸越極度額及びリボルビング・クレジット・ファシリティの総額	2,350,000千円		2,350,000千円
借入実行残高	2,100,000 "		2,350,000 "
差引額	250,000千円		一千円

上記のリボルビング・クレジット・ファシリティ契約については、財務制限条項が付されており、以下のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各年度決算期の末日における(株)YAZAWA LUMBER単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2019年7月に終了する決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
- (2) 各年度決算期の末日における(株)YAZAWA LUMBER単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

※3 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2022年7月31日)		当第2四半期連結会計期間 (2023年1月31日)
支払手形	188,930千円		一千円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自2021年8月1日 至2022年1月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自2022年8月1日 至2023年1月31日)
給料及び手当	233,281千円		241,476千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年8月1日 至 2022年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)
現金及び預金	3,392,028千円	2,910,302千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△880,700 "	△868,700 "
現金及び現金同等物	2,511,328千円	2,041,602千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2021年8月1日 至 2022年1月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年10月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	78,000	39	2021年7月31日	2021年10月29日

- 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年10月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	66,000	33	2022年7月31日	2022年10月31日

- 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間（自 2021年8月1日 至 2022年1月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	MY BRAND HOME 事業	ベルベデーレ 事業	プロパティ マネジメント 事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	149,380	2,947,006	9,171	3,105,558	—	3,105,558
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,929,350	—	—	2,929,350	—	2,929,350
顧客との契約から生じる収益	3,078,731	2,947,006	9,171	6,034,909	—	6,034,909
その他の収益(注) 2	—	—	533,107	533,107	—	533,107
外部顧客への売上高	3,078,731	2,947,006	542,279	6,568,017	—	6,568,017
セグメント間の内部売上高又は振替高	259,231	—	10,904	270,136	297,600	567,736
計	3,337,962	2,947,006	553,184	6,838,153	297,600	7,135,753
セグメント利益又は損失(△)	△73,607	280,399	313,229	520,021	88,060	608,081

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、グループにおける業務受託、経営指導等の事業によるものです。

2 その他の収益の主なものは、不動産賃貸収入であります。

3 MY BRAND HOME事業は、主に当社グループにおきます建設事業の総称で、主に住宅建築とリフォーム・リノベーション、建築基準法第2条第2項で定められた学校、体育館等の特殊建築物で構成されております。

4 ベルベデーレ事業は、分譲住宅のベルベデーレシリーズの開発・販売と、その他不動産事業で構成されております。

5 プロパティマネジメント事業は、主に当社グループの保有する賃貸物件の賃料収入等で構成されております。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	520,021
「その他」の区分の利益	88,060
セグメント間取引消去	103,233
全社費用(注)	△209,539
四半期連結財務諸表の営業利益	501,775

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第2四半期連結累計期間（自 2022年8月1日 至 2023年1月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	MY BRAND HOME 事業	ベルベデーレ 事業	プロパティ マネジメント 事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	145,477	2,969,677	12,878	3,128,033	—	3,128,033
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,885,032	—	—	2,885,032	—	2,885,032
顧客との契約から生じる収益	3,030,509	2,969,677	12,878	6,013,065	—	6,013,065
その他の収益(注) 2	—	83,584	471,386	554,970	—	554,970
外部顧客への売上高	3,030,509	3,053,261	484,264	6,568,035	—	6,568,035
セグメント間の内部売上高又は振替高	528,218	—	7,886	536,105	341,660	877,765
計	3,558,727	3,053,261	492,151	7,104,141	341,660	7,445,801
セグメント利益	14,060	165,141	245,222	424,424	106,722	531,146

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、グループにおける業務受託、経営指導等の事業によるものです。

2 その他の収益の主なものは、不動産賃貸収入であります。

3 MY BRAND HOME事業は、主に当社グループにおきます建設事業の総称で、主に住宅建築とリフォーム・リノベーション、建築基準法第2条第2項で定められた学校、体育館等の特殊建築物で構成されております。

4 ベルベデーレ事業は、分譲住宅のベルベデーレシリーズの開発・販売と、その他不動産事業で構成されております。

5 プロパティマネジメント事業は、主に当社グループの保有する賃貸物件の賃料収入等で構成されております。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差額調整に関する事項）

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	424,424
「その他」の区分の利益	106,722
セグメント間取引消去	181,050
全社費用(注)	△234,937
四半期連結損益計算書の営業利益	477,259

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記情報(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自2021年8月1日 至2022年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2022年8月1日 至2023年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	135円58銭	124円08銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	271,151	248,156
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	271,151	248,156
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—	119円75銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	72,359
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年3月16日

株式会社LUMBER ONE
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新居 幹也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社LUMBER ONEの2022年8月1日から2023年7月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2022年11月1日から2023年1月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2022年8月1日から2023年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社LUMBER ONE及び連結子会社の2023年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。